

令和2年度第3回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和2年6月8日(月) 10時開会
- 2 場所 佐倉市役所社会福祉センター3階中会議室
- 3 出席委員(13名)

1番	清 宮 正	3番	鈴 木 孝 徳
4番	石 渡 文 久	5番	三 須 健 行
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄 (議長)		

書面表決委員(1名)

2番 渡 貫 茂

- 4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価  
(案)について

議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ  
いて

議案第6号 佐倉市農地利用最適化推進委員の選出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 檜 垣 幸 夫

主 査 久保木 豊

◎開 会

10時開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。  
それでは、定刻となりましたので、  
ただ今より、令和2年度第3回農業委員会総会を開催させていただきます。  
総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。  
次回の総会につきましては、7月9日（木）に開催を予定しております。  
以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 皆様方におかれましては、大変忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。緊急事態宣言が解除されて、今回からは、全委員での総会を開催する事とさせていただきました。現在の委員も、来月の総会で終わりとなり、7月からは、新しい委員体制となりますのでよろしく願いいたします。  
本日も慎重なる審議の程、お願いいたします。  
それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和2年度第3回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。  
なお、本総会に出席していない1名の委員からは、書面議決をいただいております。

◎会期の決定

○議長

日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号12番「兼坂 仁委員」議席番号14番「眞野 文雄委員」を、  
会議録署名人に指名いたします。

### ◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号、令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

議案第6号 佐倉市農地利用最適化推進委員の選出について

以上、6議案でございます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長

### ◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～3ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は自作地の隣接地で耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするもので、表の第2項につきましては、権利者は父親から生前贈与を受けるため、義務者は長男に生前贈与するために所有権の移転をするものでございます。

その許可要件につきましてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につ

きましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、私より報告をいたします。

———（三門会長報告）———

○三門委員 議席番号15番三門です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地を所有しています。

義務者の■■■■さんは、自分では耕作しておらず、隣接地を所有している■■■さんに、購入してほしい旨打診したところ、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、報告をいたしました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項について審議を行います。

第2項については、石田委員より調査報告をお願いします。

———（石田委員報告）———

○石田委員 議席番号10番石田です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんと、義務者の■■■■さんは親子でございます。父親の■■■さんの所有している農地を、息子の■■■さんに生前贈与したく申請したものでございます。

現在は息子の■■■さんが中心に、農業経営を行っており、父親の■■■さんは、高齢であるため、農作業については手伝い程度となっております。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。





この申請につきましては、農林水産省の補助事業により、盛土をした後、いちご栽培用のパイプハウスを約3,000㎡建設するものでございます。

また、4,000㎡を超える、大規模な農地造成による一時転用申請であるため、6月3日（水）に、木内委員、梅澤農地利用最適化推進委員、農政課、事務局において、事前現地調査を実施しており、立地条件、転用目的の妥当性等問題ないものと判断されております。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

まず、議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項について、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第2項及び第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項及び第3項について、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第4項について、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第5項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第5項について、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第6項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第6項について、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

### ◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

議案第3号 令和2年度第3次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、11件、15筆、地積8,809㎡でございます。

詳細でございますが、議案の7ページ～8ページをお願いいたします。

申請番号1番～11番までは、新規就農するため、期間は10年間を設定しようとするものでございます。

新規就農の詳細については、補足資料、新規就農者の概要を参照の程、よろしく



お願いいたします。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号について、承認と決しました。

続きまして、議案第4号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の9ページ～17ページをお開きください。

議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につきましては、令和元年度の農業委員会の活動について、点検・評価を行い、農業委員会の承認を求めるものでございます。

令和元年度の農業委員会活動をとりまとめたもので、総会承認後、市ホームページ等で公表をするものでございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。  
議案第4号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号について、承認と決しました。  
続きまして、議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。  
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第5号の説明

○事務局長 議案第5号についてご説明いたします。  
議案の18ページ～21ページをお開きください。  
議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につきましては、令和2年度の農業委員会の活動計画についてでございまして、農業委員会の承認を求めるものでございます。  
以上でございます。

○議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。  
議案第5号について原案のとおり承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。  
よって、原案のとおり承認と決しました。  
続きまして、議案第6号 佐倉市農地利用最適化推進委員の選出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。  
事務局長。

◎議案第6号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の22ページをお開きください。

議案第6号、佐倉市農地利用最適化推進委員の選出についてでございます。

本案件につきましては、令和2年7月19日の任期満了に伴い、佐倉市農地利用最適化推進委員を選出するものでございます。

また、任期は、3年で農業委員と同様でございます。

なお、選出にあたりまして、推進委員は15の区域におきまして定数を定めており、お手元の議案のとおり、15の区域からの推薦がございました。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第6号について事務局より説明がありましたが、木内委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

——（木内委員退席）——

○議長 木内委員が退席いたしましたので、当該議案を、担当区域ごとに審議いたします。

佐倉地区について審議いたします。

佐倉地区については、2区域、定数2名のところ、農業者団体と地区から2名が推薦されています。

事務局より2名の経歴、農業経営の状況の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

（佐倉地区の説明）

○事務局長 佐倉地区の説明をさせていただきます。佐倉地区でございますが、2区域、定数2名のところ、農業者団体及び地区から2名の推薦がありました。大佐倉の藤崎儀之さんが大佐倉第1農家組合から推薦されています。

住所は佐倉市大佐倉

農業経営は水稲、約5.4haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、認定農業者として水稲を中心に経営しており、地域農業の現況について精通していることから、推薦されたものです。

次に飯田の木内正夫さんが、飯田区から推薦されています。

住所は佐倉市飯田

農業経営は水稲、約1.1haで、専業農家でございます。  
推薦理由としましては、地域の農地状況に詳しいことから、推薦されたものです。  
以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、藤崎さんと木内さんに決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、佐倉地区は、藤崎さんと木内さんに決定いたします。木内委員を入室させて下さい。

———（木内委員入室）———

○議長 続きまして、臼井地区について審議いたします。  
臼井地区については、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名が推薦されています。  
事務局より2名の経歴、農業経営の状況の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

（臼井地区の説明）

○事務局長 続きまして、臼井地区の説明をさせていただきます。  
臼井地区でございますが、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名の推薦がありました。江原新田の立田和男さんが江原新田農家組合から推薦されています。  
住所は佐倉市江原新田  
農業経営は水稲、約1.1haと露地野菜約0.8haの農業経営で、専業農家でございます。  
推薦理由としましては、地域の農地状況を把握していることから、推薦されたものです。  
次に角来の兼坂誠さんが、角来農家組合から推薦されています。  
住所は佐倉市角来

農業経営は水稲、約1.1haと露地野菜、約1.3haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、地域の担い手として活躍していることから、推薦されたものです。

以上でございます。

○議長 　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 　ないようですので、立田さんと兼坂さんに決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 　挙手全員であります。よって、臼井地区は、立田さんと兼坂さんに決定いたします。

続きまして、志津地区について審議いたします。

志津地区については、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名が推薦されています。

事務局より2名の経歴、農業経営の状況の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

（志津地区の説明）

○事務局長 　続きまして、志津地区の説明をさせていただきます。

志津地区でございますが、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名の推薦がありました。井野の秋山照明さんが井野農家組合から推薦されています。

住所は佐倉市井野

農業経営は水稲、約1.5haと露地野菜、約1.5haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、市街化された地域内で、数少ない農業者として農業経営をしており、地域の担い手として活躍していることから、推薦されたものです。

次に上座の鈴木健一郎さんが、千葉みらい農協佐倉地区青年部から推薦されています。

住所は佐倉市上座

農業経営は水稲、約18haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、認定農業者として水稻を中心に営農しており、地域の担い手として活躍していることから、推薦されたものです。

以上でございます。

○議長 　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 　ないようですので、秋山さんと鈴木さんに決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 　挙手全員であります。よって、志津地区は、秋山さんと鈴木さんに決定いたします。

続きまして、根郷地区について審議いたします。

根郷地区については、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名が推薦されています。

事務局より2名の経歴、農業経営の状況の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

（根郷地区の説明）

○事務局長 　続きまして、根郷地区の説明をさせていただきます。

根郷地区でございますが、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名の推薦がありました。馬渡の池田達男さんが佐倉市稲作組合から推薦されています。

住所は佐倉市馬渡

農業経営は水稻、約11haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、認定農業者であり水田を中心に経営をしており、地域の担い手として活躍していることから、推薦されたものです。

次に太田の田中純一さんが、鹿島川土地改良区第2管理区から推薦されています。

住所は佐倉市太田

農業経営は水稻、約0.6ha、露地野菜約0.3haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、地元の農業者等に精通しておることから、推薦されたものです。以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありました。何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、池田さんと田中さんに決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、根郷地区は、池田さんと田中さんに決定いたします。

続きまして、和田地区について審議いたします。

和田地区については、3区域、定数3名のところ、農業者団体から3名が推薦されています。

事務局より3名の経歴、農業経営の状況の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

（和田地区の説明）

○事務局長 続きまして、和田地区の説明をさせていただきます。

和田地区でございますが、3区域、定数3名のところ、農業者団体から3名の推薦がありました。直弥の中村正則さんが千葉みらい農協大和芋部会から推薦されています。

住所は佐倉市直弥

農業経営は水稲、約1.5ha、露地野菜、約1.6haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、認定農業者であり露地野菜を中心に経営をしており、地域の担い手として活躍していることから、推薦されたものです。

次に上別所の今関好明さんが、上別所第1農家組合から推薦されています。

住所は佐倉市上別所

農業経営は水稲、約0.9ha、露地野菜、約2.6haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、認定農業者として、水稲及び露地野菜を中心に経営しており、地域の担い手として活躍していることから、推薦されたものです。

次に上勝田の小出博道さんが、上勝田第4農家組合から推薦されています。

住所は佐倉市上勝田

農業経営は水稲、約1.6ha、露地野菜、約0.9haの農業経営で、専業農

家でございます。

推薦理由としましては、認定農業者として、水稻及び露地野菜を中心に経営しており、地域の担い手として活躍していることから、推薦されたものです。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、中村さん、今関さん、小出さんに決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、和田地区は、中村さん、今関さん、小出さんに決定いたします。

続きまして、弥富地区について審議いたします。

弥富地区については、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名が推薦されています。

事務局より2名の経歴、農業経営の状況の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

（弥富地区の説明）

○事務局長 続きまして、弥富地区の説明をさせていただきます。

弥富地区でございますが、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名の推薦がありました。岩富の石渡光夫さんが岩富農家組合から推薦されています。

住所は佐倉市岩富

農業経営は水稻、約0.8ha、露地野菜の約0.3haで、専業農家でございます。

推薦理由としましては、土地改良の役員等をやられており、地域農業に精通していることから、推薦されたものです。

次に飯塚の嶋田勇雄さんが、飯塚農家組合から推薦されています。

住所は佐倉市飯塚

農業経営は水稻、約1.1ha、施設花卉、約1.5haの農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、認定農業者として、施設園芸（花卉）を中心に営農して



おり、地域の担い手として活躍していることから、推薦されたものです。  
以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、  
お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、石渡さん、嶋田さんに決定することに賛成の方の挙手  
をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、弥富地区は、石渡さん嶋田さんに決定いた  
します。

続きまして、千代田地区について審議いたします。

千代田地区については、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名が推薦  
されています。

事務局より2名の経歴、農業経営の状況の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

（千代田地区の説明）

○事務局長 続きまして、千代田地区の説明をさせていただきます。

千代田地区でございますが、2区域、定数2名のところ、農業者団体から2名の  
推薦がありました。生谷の眞野好胤さんが生谷実行組合から推薦されています。

住所は佐倉市生谷

農業経営は水稻、約1.5ha、施設野菜及び露地野菜、約0.9ha（メロン）  
の農業経営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、認定農業者として、施設園芸を中心に営農し、かつ地域  
の担い手として活躍していることから推薦されたものです。

次に吉見の栗原初男さんが、飯郷農家組合から推薦されています。

住所は佐倉市吉見

農業経営は水稻、約1.6ha、果樹、（ブルーベリー）約0.5haの農業経  
営で、専業農家でございます。

推薦理由としましては、長年農業に従事しており、地元の農地状況に精通してい  
ることから、推薦されたものです。以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、眞野さん、栗原さんに決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。よって、千代田地区は、眞野さん栗原さんに決定いたします。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

#### ◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の23ページ25ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの9件、14筆、駐車場用地としようとするもの2件、3筆でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、2件、17筆でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

自ら耕作するために、賃貸借契約を解約したもの、1件、6筆でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第16号に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

携帯電話の基地局による届出、1件、1筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===